

市民と行政の協働に関する基本方針（素案）

—多様な主体によるまちづくりの一層の推進に向けて— 概要

1 改訂の趣旨

西東京市では、第2次基本構想・基本計画において「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念として掲げ、市民と行政が連携し、市民一人ひとりがまちを楽しむことをめざし、協働のまちづくりを推進してきました。

協働のまちづくりに向けた基盤整備として、この「市民活動団体との協働の基本方針 —多様な主体による地域の課題解決に向けて—」を平成20年に策定しました。しかし、策定から10年の間、市内では市民同士や市民と行政による協働が盛んに取り組みられてきましたが、社会状況や市民ニーズ等が複雑・多様化する中で、現在の市の協働実施状況と、当方針の内容に相違が生じつつあります。

そこで、これまでの協働のまちづくりの成果と反省を踏まえ、当方針を協働のまちづくりを一層推進するための羅針盤とすべく、学識経験者を含めた6名からなる市民検討委員会のほか、庁内検討委員会を立ち上げ、改訂版「市民と行政の協働に関する基本方針（素案） —多様な主体によるまちづくりの一層の推進に向けて—」を策定します。

3 改訂の特徴

(1) 協働の対象（協働のパートナー）を再定義

現在の市の協働事業実施状況を踏まえ、協働の対象範囲を、狭義の市民活動団体から多様な地域の主体へと拡大しました。

(2) 取組項目の新規追加

基本方針4「協働を推進する庁内体制の強化」の項目において、以下の2項目を新たに設定しました。

- ・協働推進員の配置
- ・協働契約・協定等の協働実施時のルール作りに向けた調査・検討の開始

(3) タイトルの変更

上記変更に伴い、より一層協働のまちづくりを推進させる方針とするために、タイトルを変更しました。

(4) 文章の平易化・全体のデザインの一新

多くの市民のみならず、職員にも手に取ってもらい活用される協働の方針を目指し、分かりやすい文章に変え、デザイン等を工夫しました。

2 改訂の目的

当方針は、西東京市の協働のまちづくり施策の基本方針を示すと同時に、協働のまちづくり実現のための取組を体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

4 基本方針の体系

1 協働についての基本的な考え方

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) なぜ、協働が必要なのか | (5) 協働でめざすまちづくりの姿 |
| (2) 協働の定義 | (6) 協働のパートナー |
| (3) 協働に適した事業とは | (7) 協働の形態 |
| (4) 協働の効果 | (8) 協働の原則 |

2 協働を推進するための5つの方針

◆基本方針1 相互理解の促進

- ・地域の多様な主体と職員との交流機会の充実
- ・協働に関する積極的な情報の収集・提供
- ・協働で行う事業に関する業務情報の共有化
- ・協働に関する情報公開の推進

◆基本方針2 協働しやすい環境の整備

- ・市民協働推進センターゆめこらぼの活性化
- ・新たな地域人材の発掘
- ・市民活動の活発な情報交換の促進

◆基本方針3 協働で行う事業の検討・拡充

- ・協働で行う事業実施の可能性の検討
- ・協働で行う事業の事例調査・分析
- ・市民からの提案により協働する仕組みの拡充

◆基本方針4 協働を推進する庁内体制の強化

- ・協働推進員の配置
- ・協働のルール化についての検討
- ・職員研修の充実

◆基本方針5 協働で行う事業の客観的な評価システムの構築

- ・協働で行う事業の“ふりかえりの場”を設定
- ・協働で行う事業の評価の仕組みの構築及び検討